



平成 27 年 5 月 21 日

各 位

会社名 株式会社ライフフーズ
代表者 代表取締役社長 大平 毅
(コード番号: 3065)
問合せ先 管理本部・広報室長 新家 祥孝
(TEL. 06-6338-8331)

「内部統制システム基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は平成 27 年 5 月 1 日施行の改正会社法の改正内容に鑑み、内部統制の一層の充実を図ることを目的として、平成 27 年 5 月 21 日開催の取締役会において、「内部統制システム基本方針」の内容の一部改定を決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

内部統制システム基本方針（平成 27 年 5 月 21 日改定）

1、取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス委員会を設置することによって、企業倫理・法令遵守の方針を策定し、全社的なコンプライアンス体制の整備に努めてまいります。
- ② 内部監査室は、定期的に行なう各部門監査の中で法令遵守の状況に関する監査を行っております。
- ③ 外部の弁護士等の専門家と顧問契約を締結し、客観的な立場からのアドバイスを得ることにより法令違反を未然に防ぐ体制を整えてまいります。

2、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

「文書管理規程」に基づき取締役の職務執行に係る情報と文書等を記録し、保存しております。

3、損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 自然災害、盗難等の事業過程以外で発生する可能性のあるリスクについては、当該リスク軽減の物理的予防措置を講じるほか、損害保険契約締結等、経営に及ぼす影響を最小限にとどめる措置を講じてまいります。
- ② 新たに想定されるリスクが発生した場合は直ちに取締役会において協議し、必要な措置を講じます。

- 4、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
職務分掌権限規程において使用人への権限委譲を明確化し、取締役会規定及び稟議申請規程によって職務執行手続等を明確化しております。
- 5、監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
その使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ① 監査役が必要と認めた場合、重要性に鑑み、専任または兼任の別、及びその人員について決議し、当該補助使用人の独立性に配慮しております。
 - ② 監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、監査役の指揮命令に従わなければなりません。
 - ③ 内部規定において、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を定め、当該指揮命令に従わなかった場合には社内処分の対象となります。
- 6、取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は著しい損害を及ぼすおそれのあることを発見した場合、その旨監査役に報告いたします。
- 7、監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 - ① 監査役へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を社内に周知徹底しています。
 - ② 内部通報制度により、監査役に対して直接通報を行うことができることを定めており、当該通報をしたこと自体による解雇その他の不利益取り扱いの禁止を明記しております。
- 8、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - ① 監査役がその職務の執行について、会社法 388 条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。
 - ② 監査役会が、独自の外部専門家（弁護士、公認会計士等）を監査役のための顧問とすることを求めた場合、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担します。
 - ③ 監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定額の予算を設けます。
- 9、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 必要と認めた場合は、外部専門家及び内部監査室との連携を行うものとしております。
 - ② 監査役と代表取締役との間で定期的に意見交換会を行っております。

以上

(ご参考) 内部統制システム基本方針(改定前)

1、取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス委員会を設置することによって、企業倫理・法令遵守の方針を策定し、全社的なコンプライアンス体制の整備に努めてまいります。
- ② 内部監査室は、定期的に行なう各部門監査の中で法令遵守の状況に関する監査を行っております。
- ③ 外部の弁護士等の専門家と顧問契約を締結し、客観的な立場からのアドバイスを得ることにより法令違反を未然に防ぐ体制を整えてまいります。

2、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

「文書管理規程」に基づき取締役の職務執行に係る情報と文書等を記録し、保存しております。

3、損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 自然災害、盗難等の事業過程以外で発生する可能性のあるリスクについては、当該リスク軽減の物理的予防措置を講じるほか、損害保険契約締結等、経営に及ぼす影響を最小限にとどめる措置を講じてまいります。
- ② 新たに想定されるリスクが発生した場合は直ちに取締役会において協議し、必要な措置を講じます。

4、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

職務分掌権限規程において使用人への権限委譲を明確化し、取締役会規定及び稟議申請規程によって職務執行手続等を明確化しております。

5、監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が必要と認めた場合、重要性に鑑み、専任または兼任の別、及びその人員について決議し、当該補助使用人の独立性に配慮しております。

6、取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は著しい損害を及ぼすおそれのあることを発見した場合、その旨監査役に報告いたします。

7、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 必要と認めた場合は、外部専門家及び内部監査室との連携を行うものとしております。
- ② 監査役と代表取締役との間で定期的に意見交換会を行っております。